

公募型指名競争入札の執行について

令和7年1月31日（金）

大阪市福祉局長 坂田 洋一

次のとおり公募型指名競争入札を執行する。

1. 入札に付する事項	
(1) 案件番号	0700011
(2) 案件名称	大阪市認知症高齢者等見守りネットワーク事業（位置情報探索機器貸与業務）業務委託 長期継続（単価契約）
(3) 履行期間	契約締結日から令和10年3月31日まで
(4) 業務概要	行方不明となるおそれのある認知症高齢者等を介護する家族等に対する位置探索システム専用端末機及び付属品の貸与及び認知症高齢者が行方不明となった場合における位置探索及び位置情報提供
(5) 業務内容	仕様書のとおり
2. 日程及び場所	
(1) 揭示日	令和7年1月31日（金）
(2) 仕様書等交付書類交付期間	令和7年1月31日（金）～令和7年2月14日（金） ※ 午前10時から午後5時までとする。 （ただし、休庁日及び午後0時15分から午後1時00分までを除く。 なお、2月14日（金）については、午後3時までとする。）
(3) 仕様書等交付書類交付場所	福祉局ホームページまたは 福祉局総務部経理・企画課（経理・調達グループ） 大阪市北区中之島1-3-20 大阪役所本庁舎2階
(4) 入札参加申請書提出期間	令和7年1月31日（金）～令和7年2月14日（金）（別紙参照） ※ 午前10時から午後5時までとする。 （ただし、休庁日及び午後0時15分から午後1時00分までを除く。 なお、2月14日（金）については、午後3時までとする。）
(5) 入札参加申請書提出場所	福祉局総務部経理・企画課（経理・調達グループ） 大阪市北区中之島1-3-20 大阪役所本庁舎2階
(6) 入札参加資格審査資料提出場所	同上
(7) 指名・非指名通知日（予定）	令和7年2月21日（金） 午前10時から <u>電話等による指名通知の連絡は行わないため、指名通知書交付日時以降、入札執行日時までに上記2.（3）の担当まで指名通知書を受け取りに来ること。</u>
(8) 入札日時	令和7年2月28日（金） 午前11時
(9) 入札場所	大阪市北区中之島1-3-20 大阪役所本庁舎2F 福祉局総務部入札室
3. 入札参加資格	
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01 建物等各種施設管理－17 警備」または「13 その他代行－26 その他」で登録していること。 (3) 入札参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。	
4. 仕様書等交付書類	
(1) 仕様書 (2) 入札参加申請書 (3) 公募型指名競争入札の執行に係る入札参加資格等説明書	

5. 質問事項の受付・締切・回答	
(1) 質問方法	仕様書の内容に関する質問は、電子メールにて下記「7. 仕様書等交付書類交付後の仕様書の内容に関する質問先」まで送信すること。(送信の際には件名もしくは本文に案件名称を必ず記載すること。)
(2) 質問締切日時	「2. 日程及び場所 (4) 入札参加申請書提出期間」に同じ
(3) 回答日及び回答方法	質問を取りまとめた上で福祉局ホームページ「入札・契約のお知らせ」に掲載する。(掲載期間：令和7年2月21日午前10時～令和7年3月7日午後5時) ただし、質問がない場合は掲載しない。
6. 公募型指名競争入札の手続き等に関する質問先	
福祉局総務部経理・企画課 (経理・調達グループ)	大阪市北区中之島1-3-20 大阪役所本庁舎2階 電話 06-6208-9917
7. 仕様書等交付書類交付後の仕様書の内容に関する質問先	
福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課 (認知症施策グループ)	大阪市北区中之島1-3-20 大阪役所本庁舎2階 電 話 06-6208-8051 メール fa0266@city.osaka.lg.jp
8. その他事項	
(1) 公募型指名競争入札の申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。 (2) この指名競争入札を行う場合に遵守すべき事項は、指名時に交付する「入札の手引」、「入札指名通知事項」及び「入札にあたっての注意事項」による。 (3) 大阪市契約規則第37条の第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。 (4) 保証人は不要とする。 (5) 開札後落札決定までに、入札参加申請者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし、無効とする。 (6) 落札決定後契約締結までに、落札者が 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき又は同要綱に定める誓約書を提出しないときは、契約の締結を行わないものとする。 (7) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱 に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。 (8) 契約の締結は、令和7年度予算が発効したときとする。	